［略］	［略］
規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の二五
規則別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の五
規則別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の一五
［略］	［略］
規則別表第四条第四号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の二〇
［略］	［略］
規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の三〇
［略］	［略］
規則別表第四条第六号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の一〇
［略］	［略］
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の〇
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の二五
［略］	［略］
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の一〇
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の四〇

［略］	［略］
規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の一五
規則別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の一五
規則別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の二五
［略］	［略］
規則別表第四条第四号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の一五
［略］	［略］
規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の二五
［略］	［略］
規則別表第四条第六号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の五
［略］	［略］
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の五
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の二〇
［略］	［略］
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の五
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の三五

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条及び第百四条並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第三条第二項の規定に基づき、自動車型式指定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌